
令和4年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年12月9日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	14番	西田	悦子			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭

○農地利用最適化推進委員

委員	手見野大樹	荻原	晴雄
	栄田 正温	井上	善雅
	上田 正人	佐藤	洋一
	山本 知司	上月	清
	西村 昭二	保田	公範
	公賀 義高	白岩	義広

4. 欠席委員 西村 辰寿 山根 祐一 安部 寛 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|---------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 4番 綾木 晴子 | 5番 小林 孝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| 第8 | 議案第6号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | |
| 第9 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係長 尾崎 千穂
主事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、山根委員、安部推進委員、竹内推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和4年度第9回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番綾木晴子委員、5番小林孝委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。西田委員どうぞ。

西田委員

鳥取県農業委員会女性協議会令和4年度研修会について

※西田委員報告、内容省略

議長（会長）

その他ございませんか。無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は17件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

議長（会長）	受付番号 20-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号 20-1 について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号 20-1 朗読後、説明】 土地の所在地 柿原地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 955 m²</p> <p>理由につきましては、以前から譲受人が申請地を譲渡人から借りておられ、この度売買で譲り受けることで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、主には育苗をされていますが、所有地や借り受けしている農地でも水稻や野菜も栽培されています。今回譲り受けられる農地では引き続き育苗をされる予定です。</p> <p>通作については、概ね3k m程度であり問題ないと思われま す。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も50年以上農業の従事期間もありますし、他の世帯員も農業に専従されていますので、問題はないと思われま す。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、308アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では現状のまま譲り受け畑として利用するというこ とで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
西田委員	報告いたします。12月7日に譲渡人に電話により聞き取りを行いました。鳥取市在住とのことでしたので電話により行いました。譲渡人の方からの申し出だったようです。12月8日に譲受人に連絡を取りまして現地を見ました。事務局の説明のとおり以前から苗木を育てておられて譲渡人の方から申し出があり承知しましたとのことでお話がまとまったと伺いました。問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号21-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 21-2 について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号 21-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 橋本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 180 m²</p> <p>土地の所在地 橋本地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,293 m²</p> <p>土地の所在地 橋本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 2,302 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人は昨年農地を相続で受けられましたが、町外に在住されていることもあり耕作ができないため、譲受人に相談をされ、譲受人が耕作をされるということでこの度売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は借り受けた農地で水稻や野菜を栽培されています。今回買い受ける申請地では引き続き水稻や果樹等を栽培する予定で、通作についていずれの申請地も徒歩10分以内に位置しており、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は10年以上農業に従事されており、お母さんも20年以上農業に従事されていますので問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、102アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻や果樹等を栽培する計画で、周辺地域におけ</p>

事務局	<p>る農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
谷尾委員	<p>報告します。11月24日に事務局長、山根委員、山本推進委員とで現地確認を行いました。改めて12月3日に譲渡人に電話で調査を行いました。譲渡人は年齢も高いし後を見てくれる者もないので譲受人に頼んだと言われておりました。譲受人の方には12月3日に会ってお話を聞きました。事務局の説明にもあったように譲渡人は高齢で見てもらえるところがないと譲受人に相談され譲受人が快く引き受けられた。そして今耕作されているところも含めて耕作をされるとことでしたので問題はないと思います。よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号22-3について事務局は説明願います。</p>
事務局	<p>受付番号22-3について説明をします。 【議案第1号 受付番号22-3 朗読後、説明】 土地の所在地 岩淵地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：120㎡ 土地の所在地 岩淵地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：396㎡ 理由につきましては、申請地の近くに譲受人の自宅があり、譲渡人が耕作できない状況であるため譲受人が譲り受けて耕作をするということで売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲</p>

事務局	<p>受人は所有される農地で水稻や野菜を栽培されており、この度譲り受けられる農地では耕作し易い様に整備され、水稻を栽培する予定です。通作については、いずれも自宅周辺であり問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は5年以上、お父さんも50年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、156アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
西田委員	<p>事務局の説明のとおり譲受人のご自宅の前のほ場ですてそこが荒れた状態になっており困るからとのことでした。12月4日に現場の立会をしました。先月、田んぼの売買の議案が可決され許可となり畔を取るなど作業をしているところを譲渡人が見られて自分のところもできないから耕作してもらえないかと持ち掛けがあり成立したと伺いました。一帯はほ場整備をしていない田んぼでしたので使い勝手が悪いように思います。それを譲渡人の田んぼを取り入れることによってやや長方形の田んぼになるようお二方が考えられて成立したという風に聞いております。要件については事務局の説明のとおり問題はないと思いますのでご検討よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>当該地の位置の確認について ※スライドにより説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他にございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。
 受付番号16-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号16-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号16-1 朗読後、説明】

土地の所在地 船岡地内
 登記地目：畑 現況地目：畑
 面積 281㎡のうち224㎡
 所有権移転による一般個人住宅を目的とした転用です。
 場所、図面など資料については、議案書の4ページから10ページに付けています。
 場所については、議案書の4ページから6ページに図面を付けていますが、坂町集落の西に位置する第3種農地です。土地利用計画図は8ページに付けています。
 転用理由につきましては、子どもが大きくなったときに備えて、住居を新築したいとのことです。
 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、船岡駅から西に300mに位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。
 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明の写しにより確認しました。
 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。
 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。
 周辺農地ですが、東側は宅地、西側は里道、南側は畑、北側は町道に隣接しており隣接地の同意は得られています。
 雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は農業集落排水に接続します。
 日照、通風についてですが、隣接地から一定の距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。

事務局	<p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしておりましたが、本日はご欠席です。報告書を預かっておりますので事務局は朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告書を読み上げます。 1月23日に譲渡人宅に伺いましたがご不在でしたので譲渡人のご子息であり、譲受人の父である●●さんにお話しを伺いました。譲受人は譲渡人のお孫さんです。この度、実家を離れ、住居新築を計画されたことから親族で話し合い、実家近くにある祖父の所有地を譲り受けることとなったとのことでした。何ら問題ないと考えます。審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号17-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号17-2について説明します。 【議案第2号 受付番号17-2 朗読後、説明】 土地の所在地：福本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 19 m² 土地の所在地：福本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 10 m² 土地の所在地：福本地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 929 m²</p>

事務局

土地の所在地：福本地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 19 m²

所有権移転によるサービス付き高齢者住宅の建設を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の11ページから16ページに付けています。

場所については、議案書の11ページから13ページに図面を付けていますが、郡家駅から北に約300m位置する第3種農地です。土地利用計画図は14ページに付けています。

転用理由につきましては、サービス介護付高齢者住宅の建築のためです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書及び金融機関の融資証明書より確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は田及び宅地、西側は河川用地、南側は町道及び宅地、北側は宅地に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水はU型側溝を通じて既設の道路側溝に放流します。汚水は公共下水道に接続します。

日照、通風についてですが、隣接地から一定の距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしましたので、報告します。

12月2日に●●さんの農地について聞き取りを行いました。12月

議長（会長）	<p>1日には●●さんの調査を行いました。それからもう一人の●●さんについては12月1日から何度か現在まで連絡を試みましたが不在で確認ができませんでした。●●さん、●●さんともに土地を売ることを契約したとの返事が返って参りました。土地の購入者である譲受人には12月1日に聞き取りを行いました。譲渡側である2人の方にサービス付き高齢者住宅を建設する予定であることを聞いておられますかと質問したところその説明はありませんでしたとのことでしたので土地を購入する側からの説明が不足しているように感じました。譲受人にはこの土地は私都川のすぐ横にある土地でございまして、これまでに洪水が発生し住宅が浸水したことはないわけですけれども最近の温暖化現象で私都川が氾濫することがあったら困るのではないですかとお聞きしましたが、この件について設計を見直す必要があるかどうか考えてみるとの反応がございました。内容は事務局の説明のとおりでございますので私がいろいろ申し上げましたが問題はないのではないかと考えております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
今井委員	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p> <p>当該地を示す公図と土地利用計画図に示す筆の形状について ※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号18-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号18-3について説明します。 【議案第2号 受付番号18-3 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 17 m² 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 48 m² 土地の所在地：郡家地内</p>

事務局

登記地目：田 現況地目：田

面積 996 m²

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,144 m²

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 654 m²

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,368 m²

所有権移転による建築条件付売買予定地を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の17ページから23ページに付けています。

場所については、議案書の17ページから19ページに図面を付けていますが、郡家駅から約300m北に位置する第3種農地です。土地利用計画図は20ページに付けています。

転用理由につきましては、建築条件付売買予定地として住宅を27棟建築するためです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から約300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書及び金融機関の融資証明書より確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、宅地及び田、西側及び南側は、町道及び宅地、北側は田及び宅地に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水はU型側溝を通じて既設の道路側溝に放流します。汚水は公共下水道に接続します。

事務局	<p>日照、通風についてですが、隣接農地と十分距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、私が事前調査をしましたので、報告します。</p> <p>12月1日に電話で聞き取りをいたしました。譲渡人の●●さん、●●さん、●●さんの3者は譲受人に対して土地を譲渡することに間違いはないという確認をいたしました。譲受人は建築条件付売買を行うことに間違いはないとのことで第3工区が完了し第4工区になったということを確認いたしました。以上でございますが皆様のご判断をよろしくお願いします。</p>
今井委員	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p> <p>当該地を示す公図の地番について ※資料を訂正</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の24ページをご覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和4年11月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規6件、更新4件、更新と新規の両方があるものが1件で、合計11件です。面積は、田が14,699㎡（10筆）、畑が1,947.36㎡（4筆）、合計16,646.36㎡（14筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規15件、更新19件、合計34件です。面積は田が81,433㎡（49筆）、畑が8,849㎡（7筆）で、合計90,282㎡（56筆）です。</p>

事務局	すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号 48-1 から 50-3 について審議を行います。</p> <p>これは平木正紀委員に関する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により平木委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（平木委員退席）</p> <p>それでは受付番号 48-1 から 50-3 について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号 48-1 から 50-3 について申請どおり決定します。平木委員は入室してください。</p> <p>（平木委員入室）</p> <p>続きまして、通常の利用権設定分 受付番号 51-4 から 58-11 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 51-4 から 58-11 について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 142-1 から 175-34 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 142-1 から 175-34 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の48ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年11月30日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号202-1から243-42について説明します。</p> <p>先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地90,282㎡(56筆)と、既に機構へ預けられている農用地19,174㎡(12筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人4社へ38,486㎡(28筆)、その他6名の個人耕作者へ70,970㎡(40筆)を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号202-1から243-42につきまして、審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号 202-1 から 243-42 につきまして、申請どおり決定します。以上で議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明願います。
事務局	議案書の 70 ページをご覧ください。議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更について説明します。 八頭町長から、令和 4 年 1 月 1 日 18 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第 5 号 申請番号 7-1 朗読後、説明】 申請番号 7-1 について説明します。 申請地 稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 25 m ² 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、資材置場並びに駐車場の整備です。 議案書の 71 から 73 ページに位置図、74 ページに土地利用計画図を付けています。稲荷集落内の農地です。この農地は、東郡家駅から 300m 以内に位置する第 3 種農地であり、農用地区域内の農地です。 以上です。
議長（会長）	この件については、4 番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
綾木委員	4 番綾木です。申請番号 7-1 について報告いたします。12 月 8 日に申請人である倉田政之さんにお会いして現地確認及び聞き取り調査をおこないました。先ほどの事務局の説明のとおり資材置場並びに駐車場の整備に転用するために農用地区域から除外を希望する。サラダ館というお店をやっておられまして今の駐車場の隣にコイン精米機と紙類の資源ゴミのコンテナがあるため車が混雑してお客さんに迷惑をかけると。それを解消したいとのことでした。現地は稲

綾木委員	荷地内の県道に面する第3種農地です。本件については問題なしと判断しましたので、報告いたします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第8 議案第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議をいたします。これについて事務局より説明願います。
事務局	議案第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の75ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。 今回は令和3年度と令和4年度に実施した地籍調査地域の門尾、堀越、郡家、小別府が対象です。 各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、分筆や合筆、面積の変更がなされた筆について、記載されています。 変更後の地目は、山林、墓地、池沼、原野、雑種地、公衆用道路、宅地となります。 農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記完了となります。 地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。

井上推進委員 栄田推進委員	地籍調査の結果と農地パトロール結果の差について ※地籍調査の結果を尊重するとともに必要に応じて農地パトロール結果を町地籍調査課に報告し調整を依頼することを確認
井上推進委員	現地確認不能（現況道路）となる農地の事務処理について ※事務局説明、内容省略
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。 以上で日程第8 議案第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。 続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●賃借料情報について ●農業委員・農地利用最適化推進委員の公募について ●違反転用案件について ●資料提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度農業委員会特別研修大会会議資料 ・「農地に該当しない土地」に判断した土地の地目変更関係資料 ●次回の農業委員会開催日時について <ul style="list-style-type: none"> 次回の農業委員会は1月13日（金）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。 終了（15時30分）